

## 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)

### 特記仕様書

#### 令和8年度

1.	一般共通事項	.....	1
2.	工事に関わる体制	.....	6
3.	直接仮設工事	.....	7
4.	共通留意事項	.....	8
5.	撤去工	.....	9
6.	造成工	.....	9
7.	伐採工	.....	9
8.	植栽工	.....	9
9.	給水設備工	.....	9
10.	電気設備工	.....	10
11.	遺構複製展示工	.....	11
12.	園路広場整備工	.....	11
13.	便益施設工	.....	11
14.	管理施設工	.....	11
15.	仮設工	.....	12

(項 目)

(特 記 事 項)

<1>一般共通事項

調布市では、市庁舎において環境マネジメントシステムを構築し、調布市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮する。

1.適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和8年版 東京都土木工事標準仕様書」「令和8年版 東京都建築工事標準仕様書」「令和8年版 東京都電気設備工事標準仕様書」「令和8年版 東京都機械設備工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.用語の定義等

「監督員」

この仕様書でいう「監督員」とは、工事発注者(調布市営繕課)が定める工事契約書及び仕様書に基づき、受注者に対して、指示、承諾又は協議等を行う者を言う。

「監理者」

「監理者」とは、工事発注者(調布市営繕課)により当該工事において史跡整備の設計意図や文化財技術的な部分の指導を行うために、監理業務を委託した者において定めた、監理主任技術者またはその派遣する代理人もしくはその使用する現場係員を言う。

「受注者」

「受注者」とは、当該工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書により定められた現場代理人をいう。

3.特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。契約不適合に関する調査への協力及び立会い  
契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

4.成績評定について

本工事は、調布市請負工事成績評定要綱に基づく工事成績評定について、次による。

- 対象
- ・対象外

5.週休2日制の適用について

本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事成績要領(以下、「調布市要領」)」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都

(項 目)

(特 記 事 項)

	<p>「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。 なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。</p>
6.工事の入札等について	<p>入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</p>
7.各種点検、調査、見学会等への協力	<p>(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。 (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。 (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</p>
8.疑義	<p>設計図書に関し、不明または理解し難い箇所がある場合には、受注者はその箇所を不明確のまま実施に移さず直ちに監督員にその説明を求め、設計の意図を正しく把握する。また、明記のない場合は監督員の指示による。</p>
9.軽微な変更	<p>現場のおさまり、取合せ構造、外観上などの関係で、材料の品種、寸法、取付位置または取付工法を多少変え、あるいはこれらによって取付数量をいくぶん増減するなどの軽微な変更は、監督員の指示によって行う。この場合において請負金額を増減しない。</p>
11.官公署・その他への手続き	<p>本工事施工に必要な諸官公署、その他への手続きはすみやかに行う。それに必要な費用は受注者の負担とする。</p>
12.別途工事	<p>別契約の関係工事については、工程と構造、仕上、設備とに関して関係者は協議のうえ、遺漏のないよう円滑な進捗を図る。</p>
13.発生物件	<p>現場において発生した有価物件は一定の場所にまとめ、監督員の指示により処理する。工事施工に支障となる埋設物は適当な処理をしてから施工する。</p>
14.現場代理人等	<p>受注者は、契約後すみやかに現場代理人、主任技術者等の申請書、経歴書及びその他技術員の担当業務内容を明示した人員表を監督員に届出る。</p>
15.協力業者等	<p>協力業者については監督員に報告する。更に特殊技能を有する工事に関しては、技能者の経歴書を提出する。</p>
16.養生・その他	<p>工事中、各工事に必要な養生を行い、必要に応じ隣接建物、道路、その他に対し損傷を生じないようにまた、付近通行の人・車両等に被害のないよう養生を施す。</p>
17.工事場管理	<p>工事場の管理は、労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行い、また工事現場への出入及び工所用材料その他の搬出入の監督、風紀・衛生の取締り並びに火災・盗難、その他の事故防止について十分な注意をする。特に市街地においては、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱に基づき、公衆災害の防止に努めること。更に騒音規制法</p>

(項 目)

(特 記 事 項)

	<p>の規制を受ける作業については届け出をなし、その規制に従って作業する。現場の内外は材料その他を常に整理し、残材屑等不要のものは直ちに搬出し、清掃する。</p>
18.近隣対策	<p>1)受注者は工事の施工上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行い、工事施工に伴い発生が予想されるあらゆる災害については、周辺住民等と十分に協議し、紛争等が生じないように努めなければならない。万一、苦情等が生じた場合には受注者は誠意をもってその解決にあたらなければならない。また、工事に起因して損害を生じた場合は、受注者の責任において復旧または補償を行うものとする。</p> <p>2)騒音・振動については法規制数値の遵守は勿論のこと、その影響については最大限の考慮を払うものとする。</p> <p>3)地下水の変動・地盤沈下に起因する諸事項については事前に万全の対策を講ずるとともに後日の紛争を避ける為、観測点等を定め記録を残すこと。</p> <p>4)近隣に現存する井戸については、工事中井戸水の涸渇、または汚染を生ぜしめぬよう十分工法を検討するとともに、場合によっては代替の井戸を設置する等の対策を講ずるものとする。</p>
19.施工計画書	<p>1)工事契約後遅滞なく、仮設計画書、重機計画書、仮置計画書、搬入計画書、仮囲い図、機械備品一覧表等の工事の総合仮設をまとめた施工計画書を監督員に提出し、承諾を受ける。</p> <p>2)工種別に、材料・工法などを具体的に定めた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、施工計画書の必要性の少ないものは、監督員の承諾を受けて、省略することができる。</p>
20.工程表	<p>工事契約後、監督員と協議し遅滞なく工程概要書を作成、全工事にわたる全体工程表を作成し、施工計画書に添付のうえ、監督員・監理者に提出して承諾を受ける。主要工事段階が明示されているものでなければならない。</p>
20.1 全体工程表	
20.2 月間工程表	必要に応じ、毎月末に次月の工程を明示した予定表を作成し、監督員の承諾を受ける。
20.3 週間工程表	必要に応じ、毎週末に次週の工程を明示した予定表を作成し、監督員の承諾を受ける。
20.4 工程表の変更	やむを得ない理由で工程を変更したい場合は、その理由と変更工程表をすみやかに作成し、監督員・監理者に申し出、承諾を受ける。
21.定例打合せ会	工事関係者相互間の連絡を図るため、下記要項により定例打合せ会を開く。なお、議事録を作成して保管する。
21.1 開催日	日時や間隔は協議の上決定。
21.2 出席者	発注者係員(監督員)、監理者、受注者等。
21.3 議題	工事進行状況及び問題点の検討、その他。
22.施工図・現寸図	施工上必要な平面図、断面図等の詳細図面等は遅滞なく作成して、監督員・監理者の承諾を受ける。
23.型板及び模型	施工上必要な型板及び模型を作成し、監督員・監理者の承諾を受ける。

(項 目)

(特 記 事 項)

24.材料

24.1 検査

仮設工事用の材料及び特に記載されたものの他、材料は監督員及び監理者の検査を受け、合格したものを使用する。

24.2 見本

監督員及び監理者の指示する材料、仕上げの程度、色合いなどはあらかじめ見本を提出して承諾を受ける。

24.3 試験

監督員・監理者の指示する材料試験供試体は監督員・監理者立会のうで採取し、監督員・監理者の承諾する試験所で試験を行い、その成績書を提出して承諾を受ける。

23.4 検査または試験の標準

検査または試験は、日本産業規格 (JIS) 及び日本農林規格 (JAS) を標準とし、これらの規格の制定のないものについては、本仕様書の該当各項及び監督員の指示による。

23.5 検査または試験に要する費用

検査または試験に直接必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

23.6 検査または試験後の処置

検査または試験終了後合格した搬入材は、指定の場所に整頓して保管し、不合格となった搬入材は直ちに場外に搬出し、すみやかに代品を納入して、工事の進行に支障を起こさないようにする。

24.支給材料

支給材料の引渡しを受ける際には監督員立会のうで検収し、検収後はその保管を行う。支給材料に残材の生じた時は数量を明確にして返納する。

25.施工の検査

- 1) 各工事は、あらかじめ監督員の指定した工程に達したときに検査を受け、合格の後、つぎの工程に移る。
- 2) 施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工に当り監督員・監理者の立会いを受ける。

26.工事に関する承諾

工事工程、工事の進捗度、労務者の就業、材料の搬入、天候などの状況、あるいは各種配合計画等については、適宜監督員・監理者の承諾を得ること。

27.記 録

- 1) 監督員又は監理者が指示した事項及び監督員・監理者と協議した事項について記録し、監督員・監理者に提出する。特に、文化財調査に関わる事項については、記録箇所、段階、方法について事前に協議し、了承の上実施する。
- 2) 監督員又は監理者が施工の適切なことを証明する必要があると認め指示する場合は、見本品、試験成績書、材料検収簿など必要な資料を整備して、提出する。

28.工事写真

- 1) 着工前、完成後の写真、また必要に応じ工事工程写真を監督員の指示する箇所を下記の仕様で撮影する。なお、下記仕様と同等のデジタルカメラ写真および記録媒体の使用も可とし、解像度等については監督員と協議の上決定する。
- 2) 工事工程・工事検査用写真は、監督員の指示及び上記の仕様により受注者が撮影する。
- 3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)による。また、工事写真撮影計画書の作成は次による。  
○作成する

(項 目)

(特 記 事 項)

29.跡片付け	工事完成に際しては、工事場内外の跡片付け及び清掃を行う。
30.完成図	工事が完成(中間完成を除く)したときは、完成図を作成し、提出する。完成図は、案内図、配置図、平面図、立面図、その他監督員の指示する図とする。
31.引渡し	引渡しに際しては、施工に関連した図書を提出する。内容は監督員の指示による。
32.保証	工事完成引渡し後、施工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損及び故障箇所は、直ちに無償で修理する。また、新植樹木の枯補償の期間は、引き渡しの日から1年とする。ただし、契約書または特に保証期間明記のもの及び発注者に規定のあるものはこれに従う。
33.猛暑による作業不能日数について	<p>「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)第612条の2(熱中症を生ずるおそれのある作業)について、報告するための体制(連絡先や担当者)をあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。</p> <p>また、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。</p> <p>ア 工期</p> <p>(ア)本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>作業不能日数:20日間</p> <p>(イ)上記(ア)は、環境省が公表する「関東地方__東京__府中地点」におけるWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2021年～2025年)について、本工事の工期に対応する期間(東京都の休日に関する条例)第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。</p> <p>(ウ)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方__東京__府中地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一を四捨五入する。))が(ア)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。</p>

(項 目)

(特 記 事 項)

**<2>工事に関わる体制**

1. 組織、その他

本工事は文化財保存整備を目的としたものであるから、受注者は各工事の担当者に対しても十分その意義を理解するよう指導し、誠実かつより良い保存整備が行われるよう留意して工事の施工を行うものとする。

また、工事中遺物その他を発見した場合には、直ちに工事を中止し、監督員に届け出て指示を受ける。工事の中断期間が長期に及ぶ場合の工期、請負費等の変更は協議による。

**<3>直接仮設工事**

## 1.敷地測量

工事に先立ち下記の測量を行う。

境界測量

隣地及び道路との境界測量の際は、発注者係員、監督員、隣地所有者及び必要に応じ関係官公署員が立ち会う。なお、要点には境界石を監督員の指示により設置する。

現状測量

敷地の高低、地物、形状などを示す現状測量図を監督員の指示に従って作成する。

## 2.仮設計画

仮設物の配置、使用機械器具の容量及び数量、山留め及び排水などの重要な仮設の実行計画は、予め図面を作成して監督員及び監理者の承諾を得て決定する。計画を変更する場合も同じとする。

## 3.仮設材料

仮設物に使用する材料は特に指定のある場合を除き、使用上さしつかえない程度の古材を使用することができる。

## 4.仮囲い(必要な場合)

工事現場内に無用の外来者が立入り、工事の妨害、または危険のないよう工事場周囲に監督員と協議し体裁良く適切なる仮囲いを設置する。なお、必要に応じて交通管理者への届出や許可等の諸手続きを経て施工を行うこと

構造:     ・鋼版製    ・木製                    その他

高さ:     ・ 1.5M    ・ 1.8M    ・ 3M                   その他

仕上:     ・仕上なし    ・ペイント仕上           その他

範囲:     道路に面する部分及び安全上必要と思われる範囲

## 5.縄張遣形

1) 工作物の位置に縄張を行い監督員・監理者の検査を受ける。

2) 遣形は工作物の所要の位置に設け、遺構などの位置及び水平の基準を明確に表示し、監督員の検査を受ける。

3) 遣形は常時精度を保つように点検を行う。

## 6.ベンチマーク

ベンチマークは監督員・監理者の指示によって移動のおそれのない箇所に設定する。適当な箇所のない場合には新たに木杭またはコンクリート杭などを用い十分堅固に設置し、その周辺に養生を行う。

## 7.足場及び栈橋

1) 足場及び栈橋は工事施工及び監理に便利でかつ安全なように工事の種類、規模、工期などに応じた材料及び方法によって堅固に設け、その維持管理に関しては常に注意する。

2) 材料、構造、その他は関係法規による。

## 8. 工事中用仮設電力、給排水、その他、設備

工事中に必要な給水、排水、ガス、電力、電話等の各設備は必要に応じて所要箇所に引き込み使用し、その費用一切は受注者の負担にて直接支払するものとし、用済後はそれぞれの手続きをし、完全に撤去する。なお、本受電、本供給後の工事中として使用する電力及び水については、その使用期間の基本料金及び使用料金は受注者の負担とする。

(項 目)

(特 記 事 項)

9.災害防止	1) 工事実施に伴う危険防止、火災防止、騒音防止、風水害防止などのため関係法規に従って、常に遺漏のないよう適切な対策を講ずる。 2) 工事場の内外を問わず人命、財産、その他に危害を及ぼさないよう設備し、不慮の災害を被らないよう注意する。
10.仮設建物	現場事務所、材料倉庫、作業下小屋、作業員休憩所、トイレ、危険物貯蔵庫、変電設備、その他工事に必要な仮設建築物は監督員と協議の上設置するものとし、関係法規に従って使用目的に適した構造とする。なお、工事従事者に女性がいる場合は、女性用更衣室を設置すること。 仮囲い、現場事務所または足場等仮設物には工事名称、発注者、監理者等の看板表示を行うものとし監督員の指示に従うものとする。
11.障害物の処理	工事上、撤去・移設を要する軽微なものは本工事の範囲とする。
12.養 生	搬入材料及び既成工事の部分には毀損または汚染のおそれのないよう適宜十分な養生を施し、工事中完全であるよう、常に点検し保全に努める。
13.仮設物の撤去	1) 監督員が工事進行上支障があると認め指示した場合は、仮設物の一部もしくは全部をすみやかに撤去し、指定の位置に移設もしくは搬出しなければならない。 2) 工事完成後はすみやかに一切の工所用仮設物を取り除き、撤去跡片付及び付近の整地、清掃などを行う。
14.跡片付及び復旧	完成検査には工事場内外の跡片付及び清掃を行い、公道などの本工事による損傷部などの復旧もしくは補修は受注者の負担において検査前に完了する。
<b>&lt;4&gt;共通留意事項</b>	本工事範囲には特に重要な遺構が存在しており、そのすべてがあきらかになってはいない。そのため、施工範囲内で掘削を行う際には、必ず監督員及び調布市郷土博物館学芸員の立会いを求めること。また、遺構深さの確認を指示された場合には、指示の範囲及び深さで人力にて慎重に掘削を行う。 また、遺構確認後の埋戻しの際にも監督員の立会のもと遺構検出面に表示用の砂を厚50mm で慎重に埋戻した後に発生土で埋戻しを行う。

(項 目)

(特 記 事 項)

<5>撤去工

- ・構造物取壊し工

施工範囲の標柱、解説板、フェンス、門扉、柵等の構造物を撤去する。(プレハブ小屋撤去後のコンクリート基礎の撤去は別途工事より行う)撤去の際には地下遺構に配慮して慎重に施工するものとし、撤去に伴う抜取穴等には砂・発生土等を充填し丁寧に埋戻すこと。撤去の際には学芸員の立会をを求めること。

<6>造成工

- ・掘削工、盛土工

史跡の遺構保存・地形整備、修景整備のために現況地盤に盛土を施したうえで施設整備等を行う。部分的に掘削を伴う工事を行う際には地下遺構の保護に配慮して小型重機を使用し、慎重かつ丁寧に施工すること。また、掘削(床堀)の際には監督員及び学芸員の立会をもとめ、指示を仰ぎ慎重に施工すること。

植栽及び芝生範囲に広く購入土(黒土)による盛土を行う。盛土材料については事前にサンプルを提出し監督員及び監理者の承諾を得た後に発注搬入を行うこと。

<7>伐採工

- ・高木伐採

伐採樹木については伐採前に監督員、監理者確認のうえ着手する。

密集した生育状況により、健全な状態に復旧が困難であり倒木や落枝など整備後の危険性を高める樹木が多数存在する。史跡整備では遺物集中域を広場とするため、その範囲については伐採し、崖線上の樹木は間引きし、クヌギの林として維持させる。伐採に際しては可能な限り地際で切断し、切り株の高さを低くすること。

- ・切株除去

高木の切り株など整備工事の支障となる大きな樹木については切り株を除去する。除根範囲は遺構保護の観点から必要最小限の範囲に留めることを基本とする。作業に際しては監督員及び監理者の立会いを求め除去範囲などの細かい指示を仰ぎ施工すること。

- ・草刈り

整備の支障となる範囲の草本類、笹類を草刈りする。

<8>植栽工

- ・低中高木植栽

縄文時代の景観の演出や周辺住宅地の障りとして植栽を施す。植栽樹種は下布田遺跡で確認された樹種ならびに縄文時代からある樹種、管理修景上必要な機能を確保できる樹種などから縄文時代の空間に馴染む植栽を用いる。

中高木植栽の際には地下遺構の保護のために防根シートを敷設したうえで客土植え付けを行う。床堀の際には学芸員の立会いを求め慎重に施工すること。

支柱設置の際には敷設した防根シートと緩衝することのないように慎重に打ち込みを行い設置すること。

- ・地被植栽

主に崖線上部の平場と崖線下部の東側の平場を芝生広場として整備する。ノシバをベタ張りに仕上げ、目土は丁寧に敷設すること。崖線下部については、樹木の生育後の林床環境を考慮し、リュウヒゲとヤブランを混在させる。数量は設計のとおりとし、配置については自然な仕上がりとなる様均等に植え付けること。

- ・マルチング材敷設

植栽の養生及び雑草侵入防止のため、既年度に植えた樹木も含め、全ての高木・低木植栽周囲にマルチング材を敷設する。マルチング材は降雨・強風等によるマルチング材の飛散も抑える粉砕した針葉樹の樹皮に防火剤と植生糊を混入した製品ポーカーマルチを採用する。指定厚みまで均一に敷設すること。

<9>給水設備工

史跡内の植栽等の維持管理のために給水設備を設ける。ガイドンスゾーンから史跡内に給水管を敷設、適宜散水栓を設置する。引き込み、メーター設置等は別途工事とする。給水管敷設は地下遺構に配慮して浅層埋設を行うこととし、床堀の際には学芸員の立会いを求め慎重

(項 目)

(特 記 事 項)

・水圧試験	<p>重に施工すること。</p> <p>受注者は、配管工事施工が完了した直後に水圧試験を行う。水圧試験における試験水圧を0.5MPaとし、加圧後、5分間 を経過した後の水圧が0.4MPaより下がらないようにすること。もし、これより下がった場合は、再度接合し直し再び水圧試験を行うこと。</p> <p>受注者は、次の項目の試験報告書を作成し監督員に提出すること。試験年月日、時分、試験水圧、5分後の水圧。(配水管工事標準仕様書、令和8年4月、東京都水道局)</p>
<10>電気設備工	<p>園路沿いに腰高程度の足元灯を設置する。足元灯はテイカカズラにより緑化するメッシュ状の意匠とする。設置間隔、位置については監督員および監理者に確認し指示をうけること・足元灯3箇所脇にイベント等で使用可能な鍵付きコンセントボックスを設置する。地中埋設管路は地下遺構保護の為に極力浅くする寸法形状に設計しており、施工に際しても慎重に施工するものとし、床堀の際には学芸員の立会いを求めること。また、管路埋設位置については、他の基盤整備工種との取合いが必要になることから、施工前に監督員及び監理者と密に調整協議を行うこと。</p> <p>照明器具の動作試験、絶縁抵抗試験等を行った場合は、直ちに記録を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。</p>
・電気機材の試験	
<11>遺構複製展示工	<p>遺構複製展示には国指定史跡の石工事もしくは配石遺構などの復元経験がある者が行うこと。工事着手前に施工図を作成し、承諾を得ること。土器などの製作は、国指定史跡で出土した遺構・遺物等のレプリカを製作した実績を有する者が当たり、製作段階で学芸員及び設計監理者の検査を受けること。土器資料の3D計測は、遺物に直接触れないレーザーキャナー方式を採用し、指定された収蔵庫内で実施すること。計測作業は慎重に行い、学芸員の立会いを得ること。計測データのモデリングおよびレプリカ製作の各段階においては、学芸員の確認を受けた上で工程を進めること。</p> <p>遺構位置と施工範囲が重なっているため、遺構面に影響しないように特に注意を払い、基礎掘削の施工前に監督員及び監理者に連絡の上、立会い及び承諾を得てから行うこと。</p>
・方形配石遺構	<p>中央に石刀を配した大型の配石遺構である。石刀はGRC造形によりリアルな複製物を製作する。配石は大きさ、形状に近い自然石を敷きならべる。敷きならべに際して事前に仮据付を行い、監督員および監理者の確認を経て、本施工とする。仮据付の範囲については監督員の指示を仰ぐこと。配石の沈下を防止するためコンクリート基礎を設置し、カラーモルタルにより石材と接着させる。石材とコンクリート基礎にSUSピン差込接着する。カラーモルタルのうえに彩色塗装し土の表現とする。</p>
・石棒集積遺構	<p>窪みの中に加工された石棒や土器が集積されている遺構である。土器についてはGRC造形により制作し石器については特徴あるものは自然石を加工し製作する。写真や実物が確認できるものはその情報から可能な限り忠実に再現を行う。写真、実物が確認できないものは図面上の大きさを基に周囲に馴染む造形、着色で製作する。配石は大きさ、形状に近い自然石を敷きならべる。敷きならべに際して事前に仮据付を行い、監督員および監理者の確認を経て、本施工とする。配石の沈下を防止するためコンクリート基礎を設置し、カラーモルタルにより石材と接着させる。石材とコンクリート基礎にSUSピン差込接着する。カラーモルタルのうえに彩色塗装し土の表現とする。</p>
・合口土器棺墓遺構	<p>合口土器棺墓(取り上げ済)が出土された位置に棺墓の埋設と封土(マウンド)を表現する。合口土器棺墓と断面土層についてはGRC造形のプレードにより制作し、背面でベースフレームよりコンクリート基礎に固定する。写真や実物が確認できるものはその情報から可能な限り忠実に再現を行う。</p> <p>土層底面複製は自然保水性瓦コンクリートを用いる。メーカーリスト:株式会社エコシステム、</p>

(項 目)

(特 記 事 項)

株式会社ガイアート、翔飛工業株式会社。マウンド複製は土系舗装を用いる。株式会社 ワイ・ビー・ケイ工業社製スーパー ガンコマサ(建設物価掲載品)又は同等品以上とする。

<12>園路広場整備工

・土壌固化舗装

史跡内の園路は土壌改良をした客土を転圧した土系の舗装とする。交差部の角は円弧で面取りする。固化剤の種類や配合割合は事前に複数種類で試験施工し、監督員および監理者に確認すること。

・アスファルト舗装

史跡北側の市道とそこから東側に続く管理通路部をアスファルト舗装とする。敷地境界にはアスファルト舗装用の見切り材を設置し区分を明示する。

・緩衝地帯

史跡範囲の住宅地際に来訪者が近寄らないよう砂利による緩衝地帯を設ける。砂利と栗石は整列させず自然な景観となる様配慮すること。割合について、砂利 70%と栗石 30%とするが、現地で割合のサンプル試験施工を行った上に監督員および監理者に改めて確認すること。地盤面には防草シートを敷設し雑草の繁茂を防止する。敷地境界及び植栽帯や敷地境界にはアルミ製の見切り材を設置する。

・縁石 A(擬木)

市道および管理通路と史跡本体の境界に設置する。高さは周囲の舗装や地盤面に合わせ段差のないように施工すること。周辺景観を配慮し、コンクリートと擬木及び擬石仕様を位置より使い分ける。

・縁石 A-2(コンクリート)

・縁石 A-3(擬石)

・縁石 B

崖線下部の道路境界に設置する。高さは道路から 90mm立ち上げる。コンクリート仕上げ歩車道境界ブロックを採用する。目地幅は監督員及び監理者の指示を仰ぐこと。

<13>便益施設工

・総合説明板、案内板、解説板

総合説明板はガイダンスゾーン側の入口付近、案内板は崖線下部の入口付近に設置する。史跡内の主要な遺構発掘箇所や複製展示個所に解説板を設置する。仕上げの程度は事前に監督員および監理者に確認し、了承のもと施工すること。断面形状や仕上げは統一し、総合説明板のみ幅広とし情報量を多く掲載できるようにする。板面の版下作製は受注者が行い、写真などのデータは調布市から別途支給する。メーカーリスト:株式会社アボックス社、株式会社美装、株式会社サカエ。

・標柱

安山岩(小松石)による石柱を設置する。文字のフォントやレイアウト、仕上げは事前に監督員および監理者に確認し、了承を得たうえで製作すること。建設年月日については監督員の指示を仰ぐこと。

・ベンチ

コンクリート躯体に伐採木を活用した丸太を設置したベンチとする。コンクリート、木材ともに出隅は面取りし、コンクリート天端は水勾配を付けること。ベンチの設置位置、間隔、向き、仕上げについては監督員および監理者の指示を仰ぐこと。メーカーリスト:株式会社モクラボ、株式会社ザイエンス、有限会社マルウッド。

・樹名板

縄文時代に関連する樹木の付近に設置する。ラベルの掲載内容は監督員に指示を仰ぐこと。

<14>管理施設工

・侵入防止柵 A

緩衝地帯、敷地境界の周囲に来訪者の進入を防止するロープ柵を設置する。縄文時代の史跡の景観を考慮した擬木の柱とし標準 1.5m間隔で設置する。舗装の端部に干渉する箇所については、ロープ柵の配置形状に沿って舗装の形状を整えること。

・侵入防止柵 B

遺構複製展示の周囲に来訪者の進入を防止するロープ柵を設置する。ステンレス製の細身の柱とし標準 2.0m間隔で設置する。メーカーリスト:帝金株式会社、株式会社サンポール、サンキン株式会社。

・フェンス

民地住宅の境界にフェンスを設置する。進入防止を目的とし、周辺環境に馴染む簡素な設えの物とする。

・車止め

崖線下部東側の幅広な入り口に設置する。管理車両の出入りが可能となる様脱着式の車止めとする。幅 1.5mステンレスパイプの車止めを 2 台設置する。

(項 目)

(特 記 事 項)

<15>仮設工

・仮設路

西側入り口に設置する。管理車両の出入りが可能となる上下式のクサリ内蔵式車止めとする。  
ステンレスパイプの車止めを4基設置する。

・仮囲い

工事用の仮設路として地表面及び地下遺構の保護の観点から敷鉄板を設置する。  
敷鉄板の規格は周辺の道路状況を考慮し、1524×3048×22(802kg/枚)を使用する。  
設置位置は崖線上部のガイダンスゾーンから東側に向けて設置する。施工展開に応じて設置替えを行うものとする。

史跡内は近隣住民の生活動線の配慮や学校の児童及び生徒の通学への配慮の必要性があることから、みだりに工事範囲内へ立入ることのないように仮囲いを設けることや交通誘導員を配置するなど安全管理に万全を期すこと。施工展開に応じて住民の通行可能な際には監督員と協議のうえ、通行可能な範囲や期間をあらかじめ周知することなどにより可能なかぎり協力すること。

設置位置については、監督員の確認を受けて設置すること。

・交通誘導員

車両による資材の搬入時には、住宅地の生活道路を通行する必要があるため、工事用車両の通行時には、適所に交通誘導員を配置し、安全対策に万全を講じること。

調布市国史跡下布田遺跡整備工事（第2期）

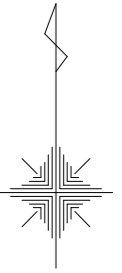
実施設計図


調布市

株式会社文化財保存計画協会

図面NO.	図面タイトル	縮尺(A3)	備考
-	図面目録	-	
1	案内図	1/6000	
2	敷地求積図	1/600	
3	現況平面図	1/600	
4	全体計画平面図	1/600	
5	撤去平面図	1/600	
6	撤去詳細図	1/30	
7	樹木伐採平面図	1/600	史跡範囲
8	樹木伐採表	-	
9	造成平面図	1/600	
10	造成断面図1	図示	
11	造成断面図2	図示	縦横縮尺比変更
12	造成断面図3	図示	縦横縮尺比変更
13	造成断面図4	図示	縦横縮尺比変更
14	遺構複製展示平面図	1/600	
15	遺構複製展示詳細図1	1/50、1/20	方形配石遺構複製展示
16	遺構複製展示詳細図2	1/30、1/20	石棒集積遺構複製展示
17	主要遺物複製一覧表	1/20	石棒集積遺構複製展示
18	遺構複製展示詳細図3	1/20	合口土器棺墓遺構複製展示
19	舗装平面図	1/600	
20	舗装詳細図	1/20	
21	施設平面図	1/600	
22	施設詳細図1	1/20、1/10	総合説明板、解説板、樹名板
23	施設詳細図2	1/20、1/10	ベンチ
24	施設詳細図3	1/20、1/5	チャク&ハンチ、ガーデンプレート、ベンチ2
25	施設詳細図4	1/50、1/20	ロープ柵、車止め、フェンス
26	施設詳細図5	1/20、1/10	標柱
27	給水設備平面図	1/500	
28	給水設備詳細図	1/10	
29	電気設備平面図	1/500	
30	電気設備詳細図	1/20	
31	地被植栽平面図	1/600	
32	樹木植栽平面図	1/600	
33	植栽詳細図	1/30	
34	敷地境界標準詳細図	1/100	
参考図	仮設計画図	1/600	

令和8年度			
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)			
目録		縮尺	-
位置	調布市布田6丁目32番地2地		
-			
調布市			



 : 工事対象地 (調布市布田6丁目3番地2他)



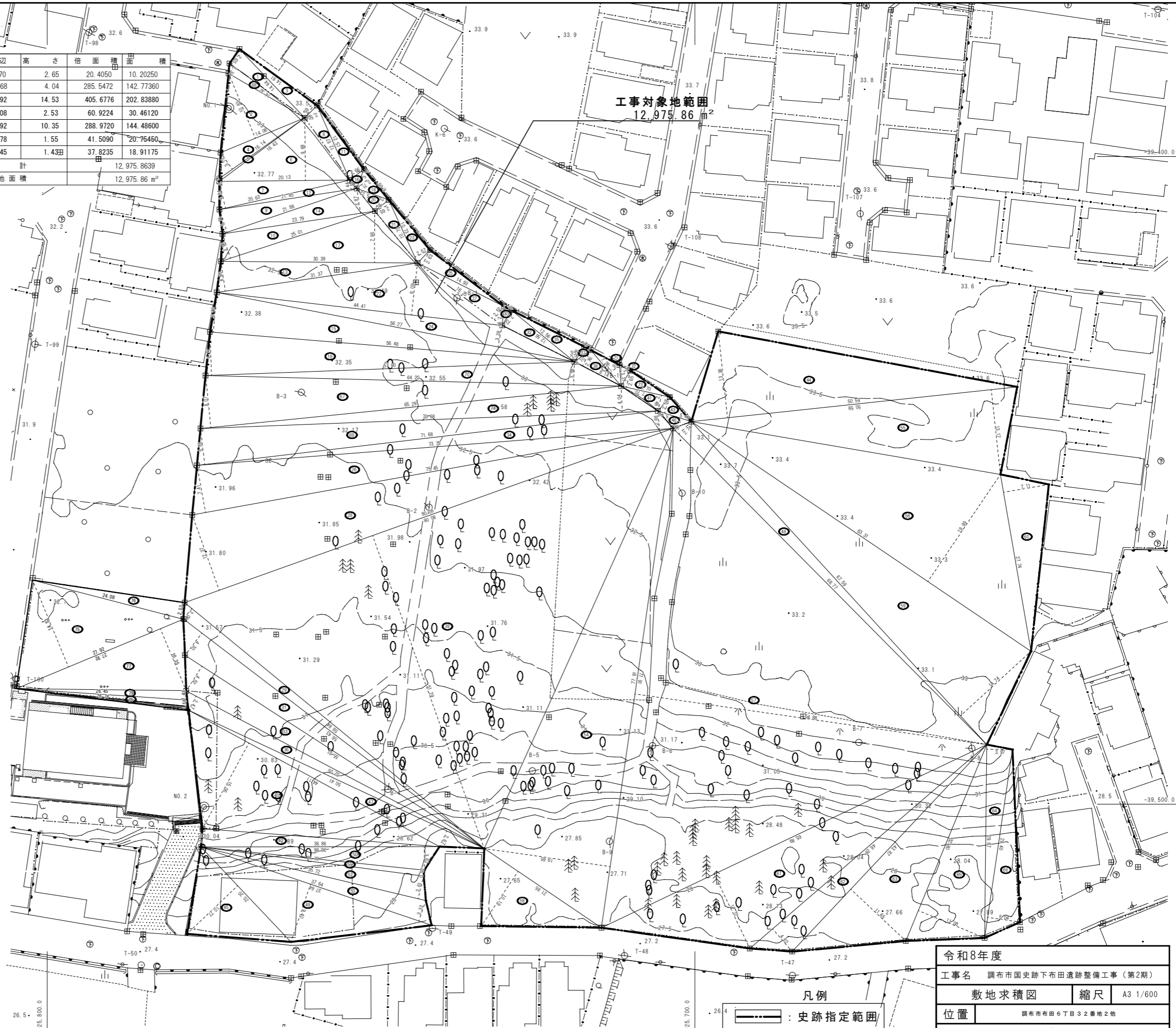
下布田遺跡 案内図 S=1/6,000

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
案内図	縮尺	A3 1/6000
位置	調布市布田6丁目3番地2他	
1/34		
調布市		

三斜求積表

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	14.64	2.65	38.7960	19.39800
2	14.06	10.83	152.2698	76.13490
3	14.81	2.65	39.2465	19.62325
4	16.14	3.15	50.8410	25.42050
5	16.43	0.36	5.9148	2.95740
6	20.13	9.68	194.8584	97.42920
7	20.63	4.24	87.4712	43.73560
8	12.57	2.50	31.4250	15.71250
9	21.88	3.73	81.6124	40.80620
10	25.01	3.95	98.7895	49.39475
11	12.57	2.66	33.4362	16.71810
12	21.45	1.44	30.8880	15.44400
13	31.37	4.65	145.8705	72.93525
14	23.79	3.87	92.0673	46.03365
15	56.48	6.16	347.9168	173.95840
16	3.14	1.46	4.5844	2.29220
17	30.39	7.95	241.6005	120.80025
18	6.05	2.71	16.3955	8.19775
19	57.00	6.71	382.4700	191.23500
20	5.22	2.35	12.2670	6.13350
21	10.73	2.65	28.4345	14.21725
22	44.41	8.09	359.2769	179.63845
23	10.73	2.57	27.5761	13.78805
24	56.27	3.38	190.1926	95.09630
25	14.93	2.63	39.2659	19.63295
26	75.45	7.41	559.0845	279.54225
27	16.25	2.52	40.9500	20.47500
28	80.08	12.37	990.5896	495.29480
29	59.84	2.08	124.4672	62.23360
30	2.95	1.19	3.5105	1.75525
31	58.43	4.30	251.2490	125.62450
32	12.56	2.72	34.1632	17.08160
33	55.01	4.52	248.6452	124.32260
34	73.75	2.88	212.4000	106.20000
35	12.56	2.76	34.6656	17.33280
36	52.05	2.47	128.5635	64.28175
37	3.10	1.02	3.1620	1.58100
38	8.14	2.76	22.4664	11.23320
39	80.08	51.29	4,107.3032	2,053.65160
40	44.11	15.06	664.2966	332.14830
41	7.70	2.48	19.0960	9.54800
42	36.86	2.82	103.9452	51.97260
43	5.43	2.58	14.0094	7.00470
44	50.59	13.38	676.8942	338.44710
45	20.20	10.77	217.5540	108.77700
46	5.43	1.86	10.0998	5.04990
47	50.41	2.67	134.5947	67.29735
48	68.77	2.74	188.4298	94.21490
49	37.64	9.40	353.8160	176.90800
50	36.86	3.62	133.4332	66.71660
51	34.73	0.92	31.9516	15.97580
52	35.72	3.61	128.9492	64.47460
53	37.64	3.33	125.3412	62.67060
54	77.91	19.65	1,530.9315	765.46575
55	50.59	13.17	666.2703	333.13515
56	63.31	19.99	1,265.5669	632.78345
57	77.91	54.88	4,275.7008	2,137.85040
58	21.85	10.19	222.6515	111.32575
59	67.59	14.74	996.2766	498.13830
60	27.74	7.11	197.2314	98.61570
61	65.89	12.72	838.1208	419.06040
62	48.28	4.62	223.0536	111.52680
63	43.87	11.65	511.0855	255.54275
64	29.87	3.97	118.5839	59.29195
65	32.80	11.08	363.4240	181.71200
66	29.40	5.04	148.1760	74.08800
67	65.29	8.07	526.8903	263.44515
68	14.32	1.33	19.0456	9.52280
69	71.68	5.58	399.9744	199.98720
70	64.20	3.58	229.8360	114.91800
71	7.28	1.91	13.9048	6.95240
72	3.27	1.57	5.1339	2.56695

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
73	7.70	2.65	20.4050	10.20250
74	70.68	4.04	285.5472	142.77360
75	27.92	14.53	405.6776	202.83880
76	24.08	2.53	60.9224	30.46120
77	27.92	10.35	288.9720	144.48600
78	26.78	1.55	41.5090	20.75450
79	26.45	1.43	37.8235	18.91175
合計			12,975.8639	
敷地面積			12,975.86 m <sup>2</sup>	

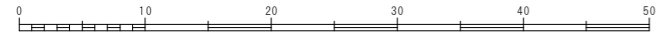


工事対象地範囲  
12,975.86 m<sup>2</sup>

凡例  
: 史跡指定範囲

令和8年度	
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)	
敷地求積図	縮尺 A3 1/600
位置	調布市布田6丁目3番地2地
2/34	
調布市	

1:600 (A3)





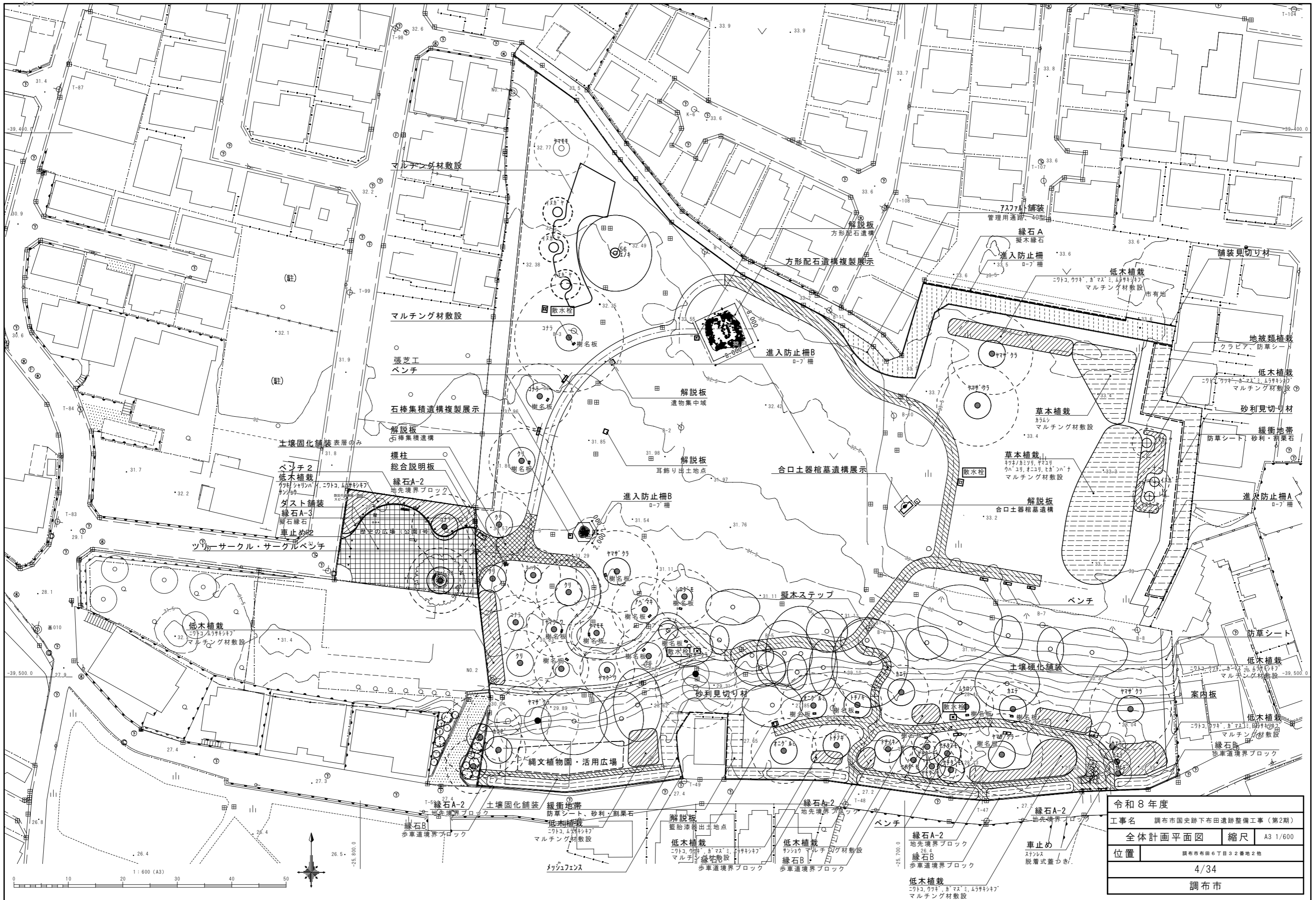
令和6年度工事実施範囲

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
現況平面図	縮尺	A3 1/600
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
3/34		
調布市		

凡例

— : 史跡指定範囲

1:600 (A3)



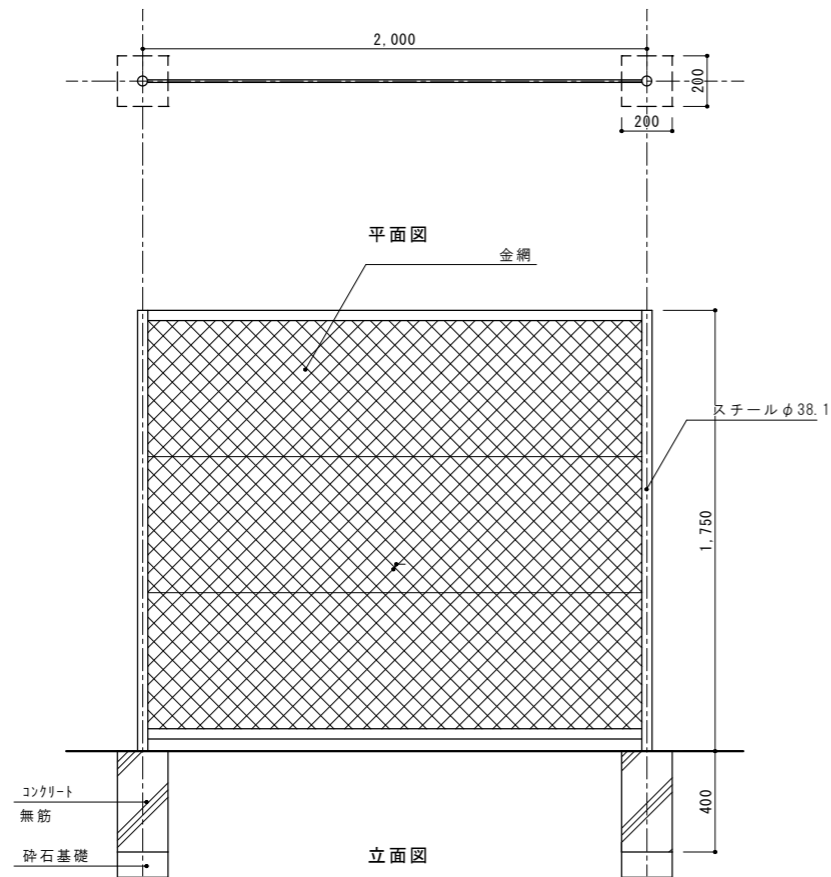
令和8年度	
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)	
全体計画平面図 縮尺 A3 1/600	
位置	調布市布田6丁目32番地2地
4/34	
調布市	



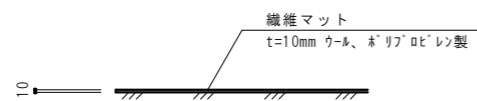
数量表

項目	詳細・備考	数量	単位
門扉撤去		1.0	箇所
フェンス撤去		173.9	m
繊維マット撤去	t=10mm カーム、ホリフ、ロビ、ン製	53.8	m <sup>2</sup>

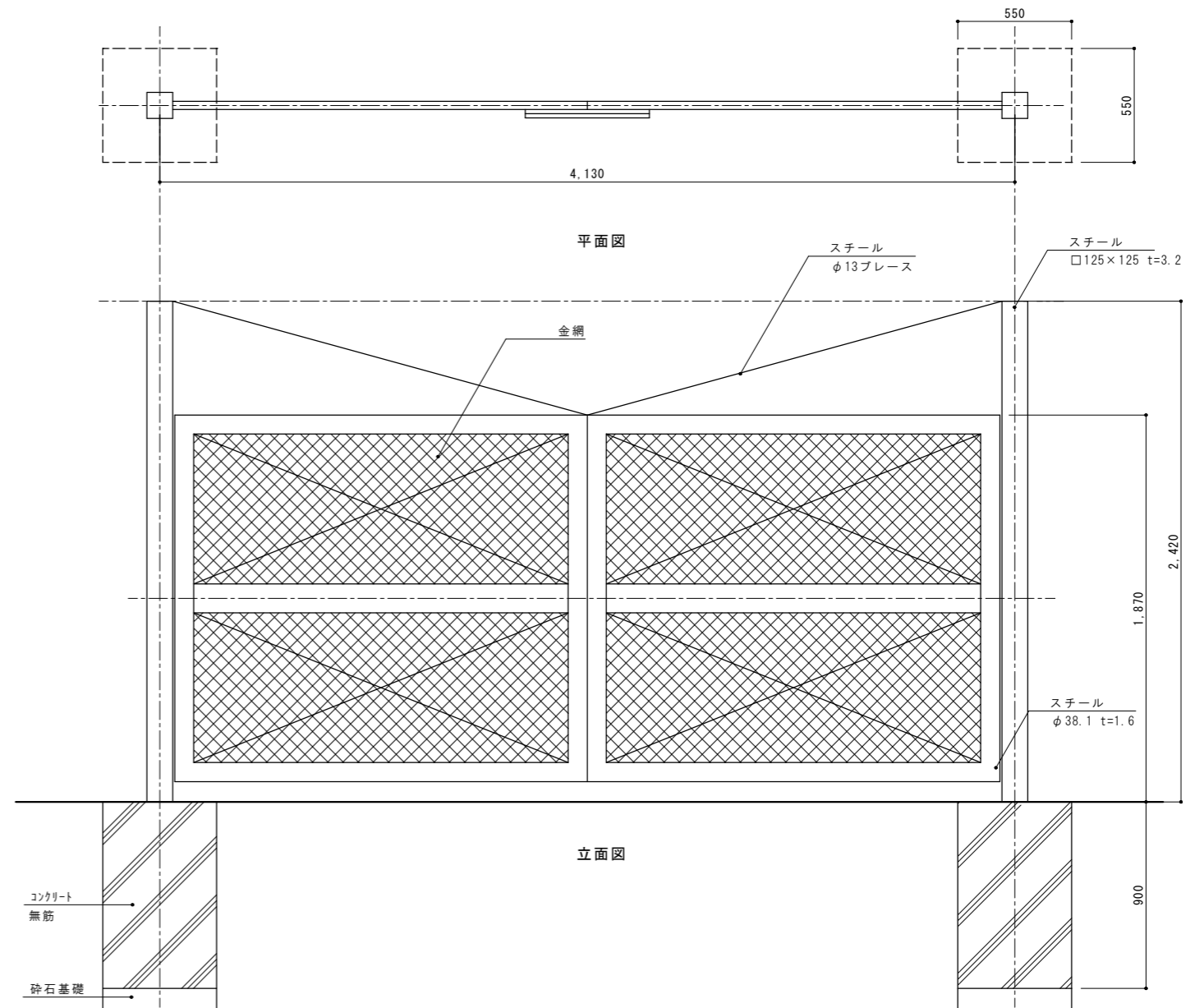
令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
撤去平面図	縮尺	A3 1/600
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
5/34		
調布市		



フェンス S=1/30



繊維マット S=1/30



門扉 S=1/30

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
撤去詳細図	縮尺	A3 1/30
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
6/34		
調布市		



数量表

項目	詳細・備考	数量	単位
草刈り	肩掛け式	1184.8	m <sup>2</sup>
草刈り	ハンドガイド式	5028.1	m <sup>2</sup>
切株除去		12	株
整地		941.2	m <sup>2</sup>

凡例

▲	針葉樹	▨	草刈ハンドガイド式
○	落葉広葉樹	▧	草刈肩掛式
●	常緑広葉樹		
×	切株除去		

※ 伐採樹木については伐採前に監督員、監理者確認のうえ着手すること。

令和8年度	
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)	
樹木伐採平面図1	縮尺 A3 1/600
位置 調布市布田6丁目32番地2地	
7/34	
調布市	

伐採樹木一覧表

番号	樹種名	樹高(m)	幹周(m)	葉張(m)
15	スギ	14.2	0.84	5.13 * 4.36
16	スギ	14.66	0.94	3.32 * 2.05
17	スギ	15.49	1.35	6.39 * 5.80
18	スギ	17.73	0.95	4.97 * 4.39
19	スギ	18.39	0.94	4.84 * 4.06
20	スギ	18.75	1.07	4.90 * 4.63
21	スギ	15.18	0.95	4.15 * 4.89
22	スギ	14.62	0.89	4.60 * 3.81
23	スギ	17.12	0.68	3.11 * 2.99
25	スギ	17.06	0.82	3.32 * 3.16
26	スギ	16.32	0.71	3.85 * 1.96
28	スギ	19.56	0.84	3.69 * 3.76
29	スギ	18.73	0.75	3.16 * 3.88
30	スギ	17.87	0.66	3.35 * 3.09
31	スギ	17.96	1.21	5.62 * 5.43
32	スギ	18.35	1.14	6.23 * 6.65
33	スギ	16.22	0.89	5.14 * 4.62
35	スギ	17.16	0.71	3.54 * 3.79
36	スギ	15.11	0.73	4.53 * 4.46
37	スギ	17.39	1.02	4.19 * 4.09
38	スギ	15.5	1.22	5.32 * 4.64
39	スギ	17.11	0.9	3.88 * 4.29
40	スギ	14.43	0.79	5.11 * 5.04
42	スギ	17.02	0.76	4.65 * 4.26
167	クヌギ	17.62	1.81	13.62 * 11.94
191	ケヤキ	15.32	1.26	7.02 * 7.65
193	クヌギ	18.05	2.15	9.87 * 13.57
195	クヌギ	18.83	1.85	9.72 * 9.59
196	クヌギ	18.46	1.66	6.15 * 7.71
197	クヌギ	17.55	3.11	13.79 * 15.33
198	クヌギ	17.77	1.78	17.12 * 10.75
201	エノキ	13.82	1.04	6.76 * 7.81
202	ムクノキ	13.63	1.22	6.88 * 5.59
204	エノキ	18.11	1.77	13.52 * 8.77
205	エノキ	11.19	1.83	7.40 * 12.84
206	ムクノキ	15.77	1.77	9.11 * 9.70
207	エノキ	9.64	0.61	4.43 * 4.27
208	ムクノキ	8.4	1.14	5.20 * 7.78
209	ミズキ	16.72	2.95	11.96 * 9.96

番号	樹種名	樹高(m)	幹周(m)	葉張(m)
211	ムクノキ	14.77	1.13	10.61 * 7.75
212	クヌギ	17.79	1.01	6.41 * 4.28
213	クヌギ	16.49	0.93	3.14 * 5.71
214	クヌギ	18.01	1.18	7.97 * 10.32
216	クヌギ	18.41	1.27	4.04 * 8.85
217	エノキ	17.13	0.88	4.71 * 7.91
218	エノキ	15.37	0.95	8.98 * 9.95
219	エゴノキ	15.29	0.75	6.89 * 5.43
221	エノキ	18.54	0.67	4.31 * 4.25
223	クヌギ	17.33	1.17	9.74 * 6.89
225	クヌギ	16.43	1	6.40 * 8.42
229	クヌギ	13.32	0.89	6.15 * 4.11
230	クヌギ	15.54	2.06	5.73 * 6.83
231	クヌギ	15.14	0.85	6.74 * 5.75
249	エノキ	16.97	1.73	10.54 * 4.66
250	エノキ	17.32	1.38	7.35 * 12.79
253	エノキ	11.30	2.71	6.94 * 6.93
277	シロダモ	9.08	1.07	6.65 * 6.45
278	ウメ	7.31	1.58	9.70 * 7.70

番号	樹種名	樹高(m)	幹周(m)	葉張(m)
A		6.0	0.82	
B		6.0	1.06	
C		6.0	1.25	
D		5.5	1.04	
E		6.4	0.90	

伐採樹木総括

分類	幹周(m)	数量(本)
A	20cm未満	-
B	20cm以上30cm未満	-
C	30cm以上60cm未満	-
D	60cm以上90cm未満	20.0
E	90cm以上120cm未満	22.0
F	120cm以上150cm未満	8.0
G	150cm以上200cm未満	8.0
H	200cm以上250cm未満	2.0
規格外1	250cm以上300cm未満	2.0
規格外2	300cm以上350cm未満	1.0

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
樹木伐採表	縮尺	
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
8/34		
調布市		



- 凡例
- : 低木、地被類範囲
  - : 園路舗装範囲
  - : 園路舗装範囲
  - : 推定縄文晩期等高線



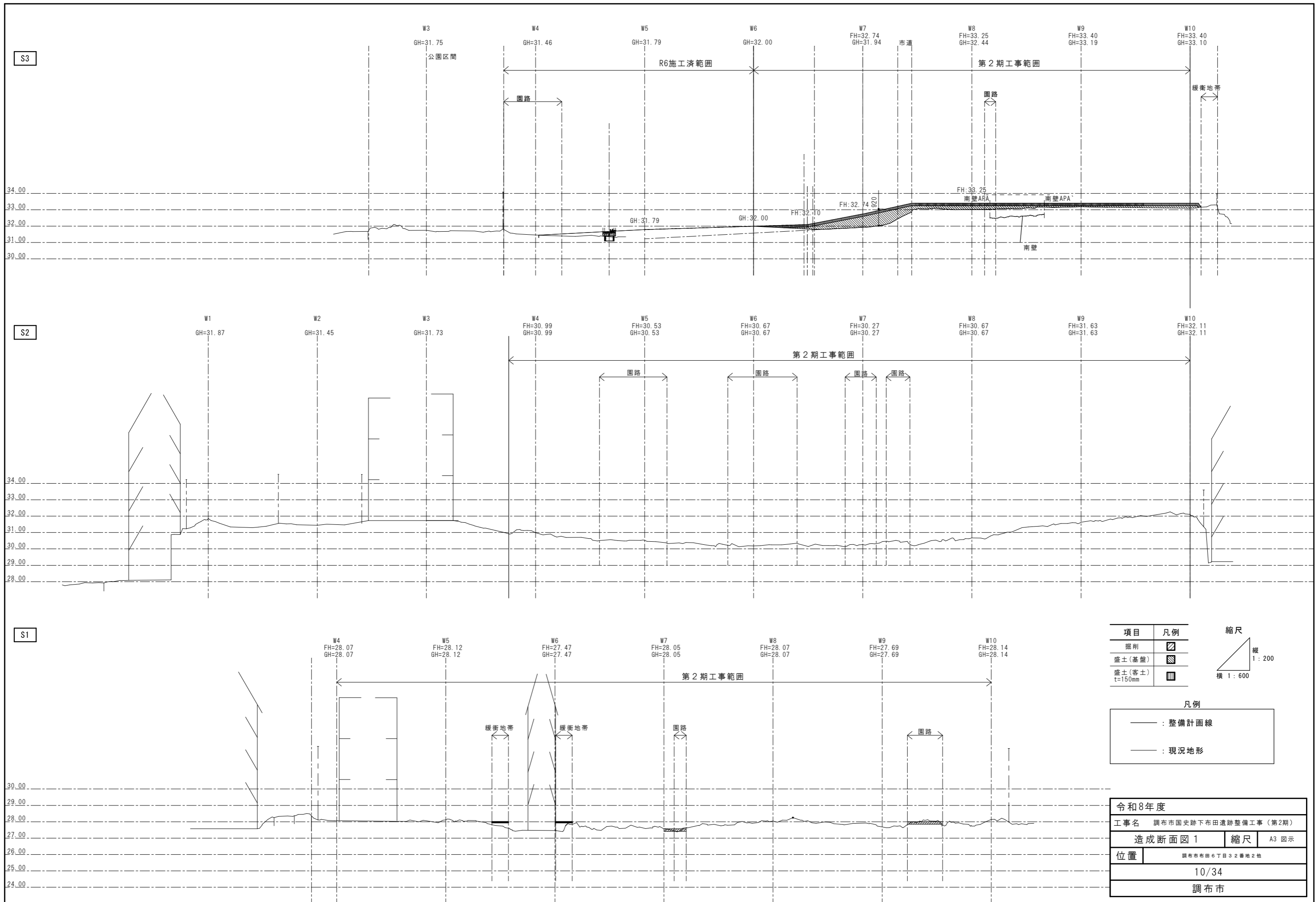
1:600 (A3)

掘削 (園路舗装範囲)  
S=278.4m<sup>2</sup> h=0.2m  
55.7m<sup>3</sup>

掘削 (緩衝地帯範囲)  
S=62.6m<sup>2</sup> h=0.05m  
3.1m<sup>3</sup>

掘削・客土 (低木、地被類範囲)  
S=676.8m<sup>2</sup> h=0.15m  
101.5m<sup>3</sup>

令和8年度	
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事 (第2期)	
造成平面図	縮尺 A3 1/600
位置 調布市布田6丁目3番地2地	
9/34	
調布市	



S3

S2

S1

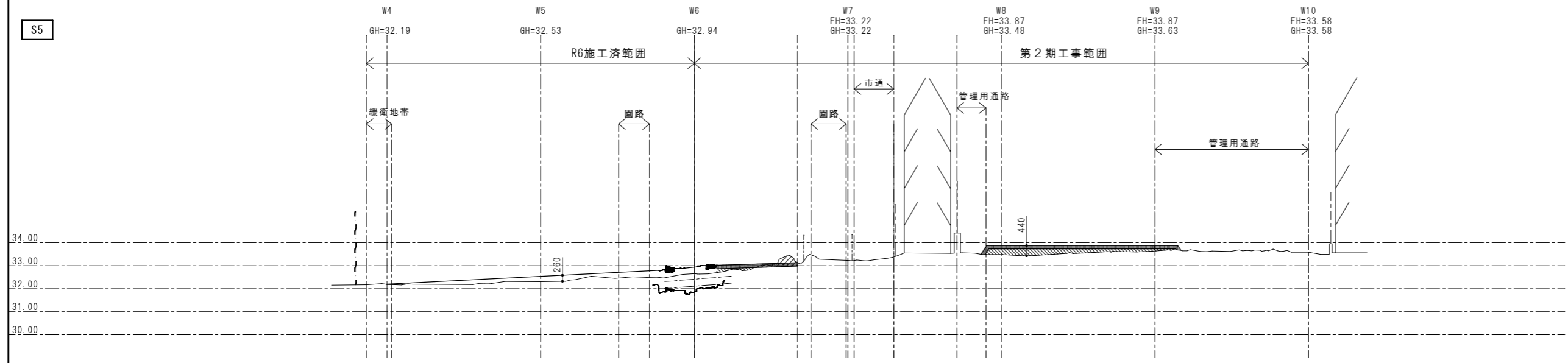
項目	凡例
掘削	
盛土(基盤)	
盛土(客土) t=150mm	

縮尺  
縦 1 : 200  
横 1 : 600

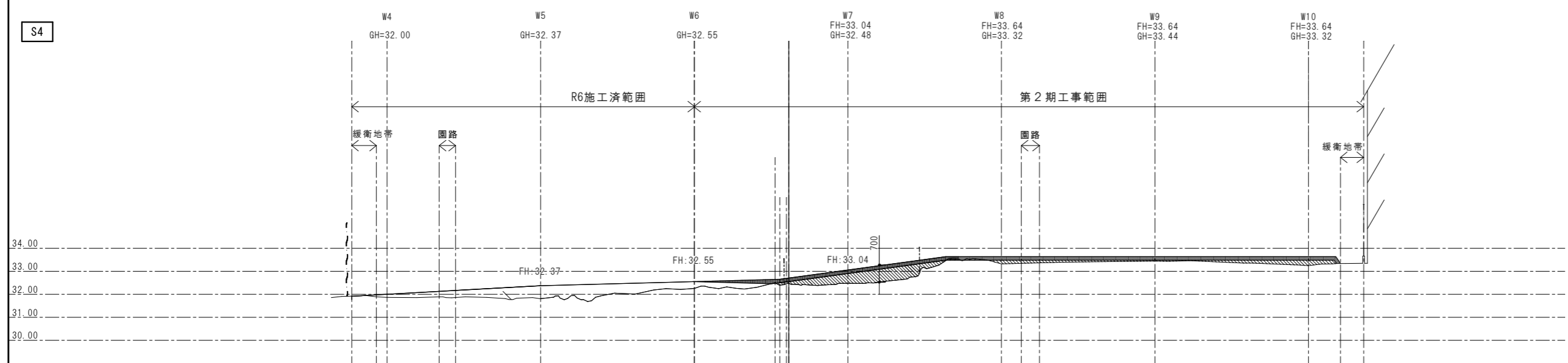
凡例	
	: 整備計画線
	: 現況地形

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
造成断面図 1	縮尺	A3 図示
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
10/34		
調布市		

S5



S4

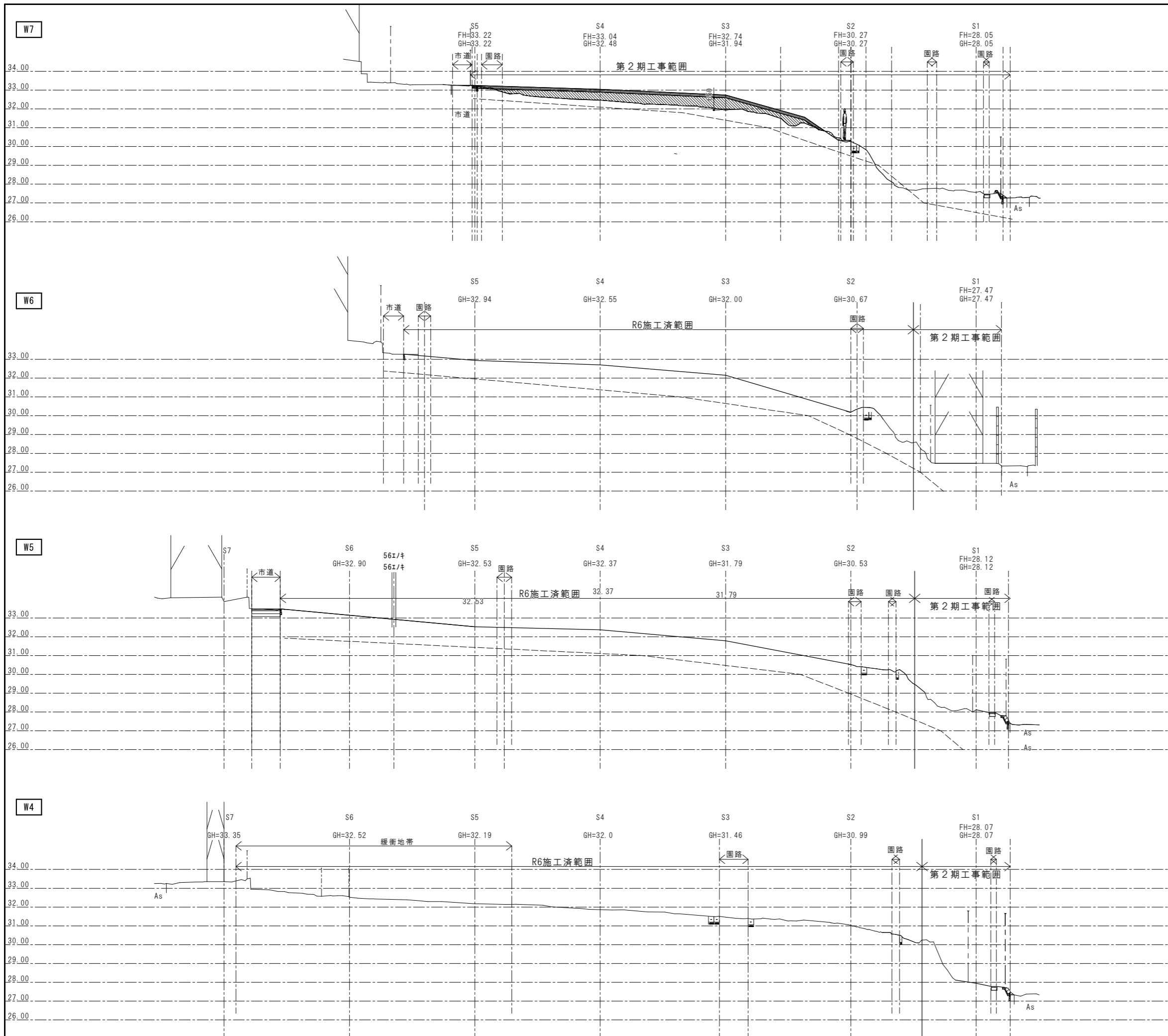


項目	凡例
掘削	
盛土(基盤)	
盛土(客土) t=150mm	

縮尺  
縦 1 : 200  
横 1 : 600

凡例	
	: 整備計画線
	: 現況地形

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
造成断面図 2	縮尺	A3 図示
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
11/34		
調布市		



W7数量表

項目	凡例	数量	単位
掘削	▨	0.21	m <sup>2</sup>
盛土(基盤)	▩	20.41	m <sup>2</sup>
盛土(客土)	▧	8.38	m <sup>2</sup>

W6数量表

項目	凡例	数量	単位
掘削	▨	-	m <sup>2</sup>
盛土(基盤)	▩	-	m <sup>2</sup>
盛土(客土)	▧	-	m <sup>2</sup>

W5数量表

項目	凡例	数量	単位
掘削	▨	0.32	m <sup>2</sup>
盛土(基盤)	▩	-	m <sup>2</sup>
盛土(客土)	▧	0.11	m <sup>2</sup>

W4数量表

項目	凡例	数量	単位
掘削	▨	0.33	m <sup>2</sup>
盛土(基盤)	▩	-	m <sup>2</sup>
盛土(客土)	▧	0.11	m <sup>2</sup>

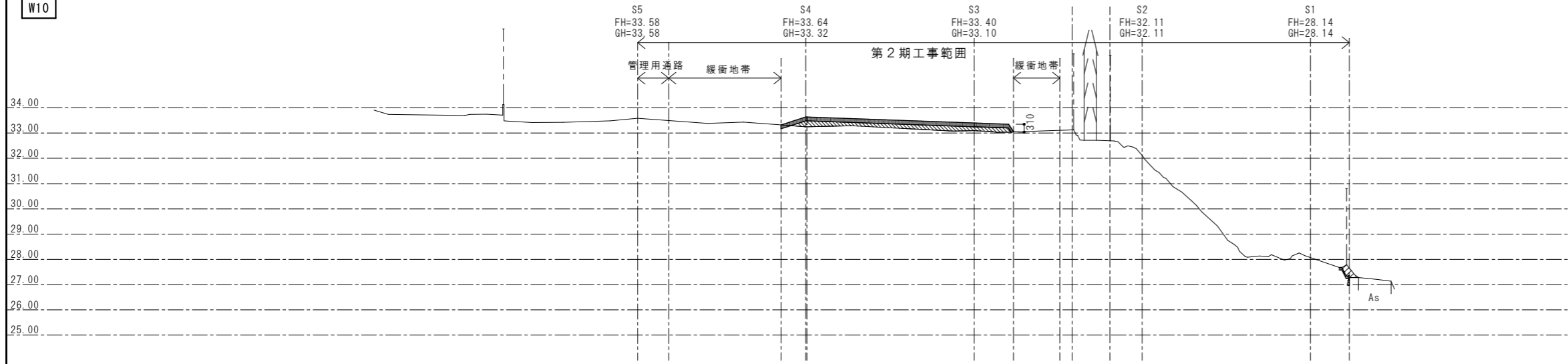


凡例

——	: 整備計画線
——	: 現況地形

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
造成断面図3	縮尺	A3 図示
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
12/34		
調布市		

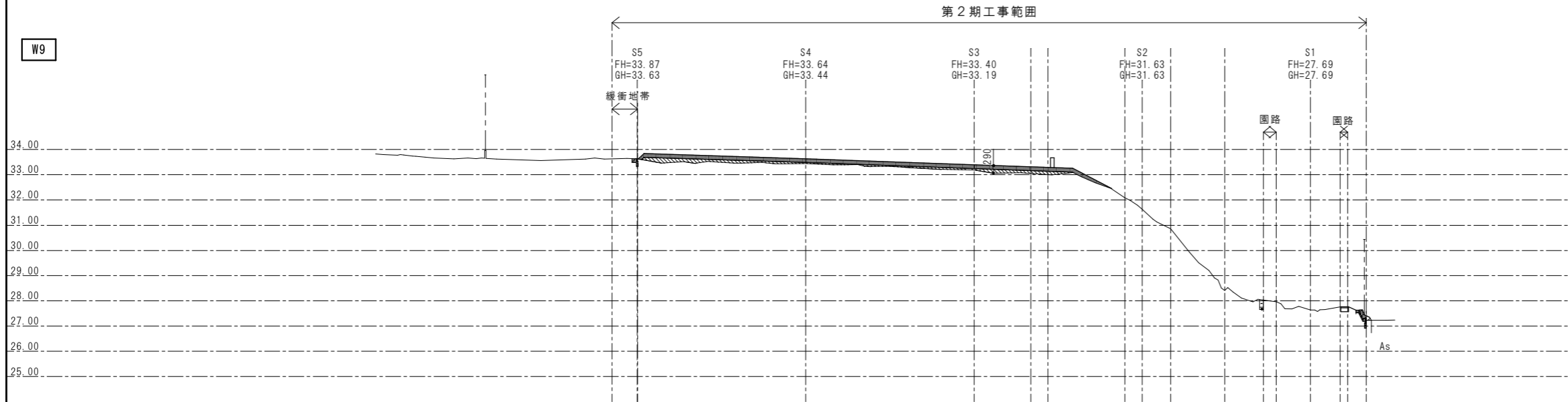
W10



W10 数量表

項目	凡例	数量	単位
掘削		0.57	m2
盛土(基盤)		4.40	m2
盛土(客土) t=150mm		6.41	m2

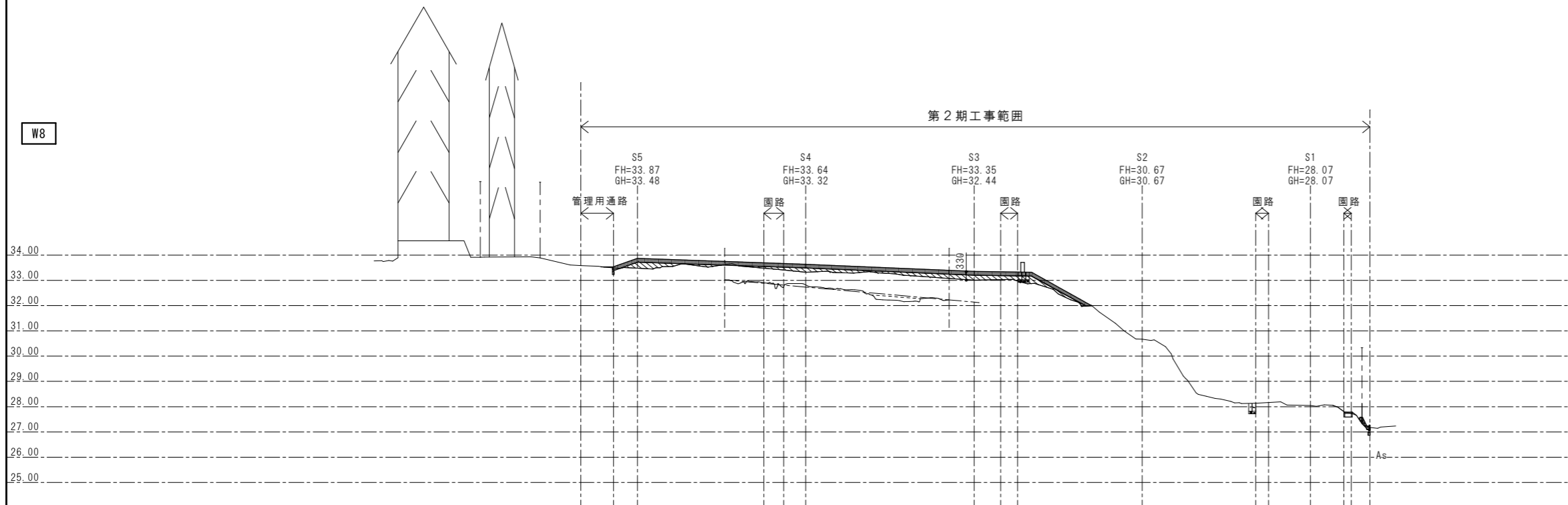
W9



W9 数量表

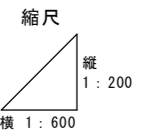
項目	凡例	数量	単位
掘削		0.35	m2
盛土(基盤)		4.80	m2
盛土(客土) t=150mm		8.27	m2

W8



W8 数量表

項目	凡例	数量	単位
掘削		0.03	m2
盛土(基盤)		6.50	m2
盛土(客土) t=150mm		8.59	m2



凡例

	: 整備計画線
	: 現況地形

令和8年度		
工事名 調布市国史跡下布田遺跡整備工事(第2期)		
造成断面図4	縮尺	A3 図示
位置	調布市布田6丁目32番地2地	
13/34		
調布市		